

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省観光庁
法人名	国際観光振興機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 保有する施設はないが、利益剰余金については発生要因を分析し、業務実績報告書に記載して平成23年8月3日の独法評価委員会国際観光振興機構分科会に報告した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 保有する資産については不断の見直しを行っている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ バンコク事務所については、国際交流基金の事務所との共用化等のため、同基金が入居するビルへ平成23年7月2日に移転し、7月4日に開所した。 また、北京事務所についても、同基金が入居するビルへ8月27日に移転し、8月29日に開所した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 平成23年6月13日に本部事務所移転の検討委員会を立ち上げ、留意事項や課題の洗い出し等本部事務所の移転のための検討を開始した。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	○ バンコク事務所については、国際交流基金の事務所との共用化等のため、同基金が入居するビルへ平成23年7月2日に移転し、7月4日に開所した。 また、北京事務所についても、同基金が入居するビルへ8月27日に移転し、8月29日に開所した。 外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。 また、今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している10箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省庁間で会議を開催する等検討を進める。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○外国人国内観光案内所については、平成24年1月に予定している民間委託に伴い、現在の本部事務所スペースからの移転を予定しており、これにより本部事務所スペースの縮減を図る予定である。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成22年6月に作成した随意契約等見直し計画により競争性のない随意契約から競争入札に移行することとした2件のうち1件については平成23年3月に一般競争入札を実施している。もう1件についてはシステム関係であり、次期システムの更新時に一般競争入札に移行することとしている。また、入札にあたっては十分な公告期間の確保、仕様書の内容の見直し、入札参加要件の緩和等の措置を引き続き図っている。</p> <p>○平成22年度の契約状況 (金額ベース) 一般競争等 202,442千円(50.5%) 競争性のない随意契約 198,455千円(49.5%) (件数ベース) 一般競争等 30件(66.7%) 競争性のない随意契約 15件(33.3%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○契約に係る情報の公表については、少額の契約を除く契約案件の全てについて一般競争入札、随意契約に関わらず契約の相手方、契約金額、随意契約理由等の情報の公開を行っている。</p> <p>また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け事務連絡)に基づき平成23年7月1日以降の入札公告等において、左記公表対象法人と契約する場合には当該法人との関係についての状況を公表する旨の記載を行っている。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)で指摘されている機構の通訳案内士試験事業について、平成21年度から民間競争入札により実施中。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)による国の対応を踏まえ、対応を検討していくこととする。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○現状では、年齢勘案での対国家公務員指数では108.9と上回っているものの、実態に即した地域等(地域勘案及び地域・学歴勘案)で見れば、それぞれ94.4及び91.3と対国家公務員指数を下回っている状況にある。 これらの現状を踏まえて、職員給与については、今後とも地域等の指数の動向を注視しつつ、国家公務員の給与改定を考慮しながら、引き続き、地域等を勘案した対国家公務員指数が100を上回らないよう、適切な措置を講じていくこととしている。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○決算監査及び評価委員会による事後評価により、「人件費抑制の取り組み」や「対国家公務員指数の推移」を含めた実績等について、その適正性について厳格なチェックを受けている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○中期計画において、一般管理費については平成24年度までに平成19年度比で15%程度、業務経費については5%程度削減することを目標としている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○法定外福利厚生費の支出は、職員の健康管理(健康診断等)と借上宿舎に限定している。また、給与振込経費、海外出張旅費及び職員の諸手当については、既に国家公務員に準じた取扱いとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○事業費等については、運営費交付金制度の算定ルールに従い前年度の実績を踏まえ算定しているところであるが、所要額にかかる見積もりの考え方を整理するなど、その透明化、合理化を図り内容の精査を行っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○独立行政法人通則法及び機構監事監査規程の定めにより、監事による決算監査・業務監査・月次監査・海外事務所現地監査・保有個人情報に関する監査を行い、コンプライアンスの浸透・定着状況を点検する体制を整備している。なお、平成22年度は、内部統制や個人情報保護をテーマとする年6回の内部監査を実施した。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○機構では賛助金・協賛金・会員制度を設け、機構の事業趣旨に賛同する自治体や事業者等から収入を得ており、その拡大努力を行っている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○機構が発行する印刷物や機構が有する訪日インバウンド情報は賛助団体・協賛団体・会員に提供しているが、新規勧誘にあたってのセールスツールとして活用することにより、自己収入の拡大を図っている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○複数の候補案件からの選択を要する事業については実施していないが、機構の事業の効率性及び効果性の一層の向上を図るため、第三者委員会である「特別顧問会議」を設置し、外部評価を機構の事業に適切に反映することとしている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○機構の事業については、外部有識者からなる特別顧問会議(毎年9月頃実施)等において助言、意見等を頂き、効率的・効果的な事業実施に努めている。特別顧問会議での議論については、要旨を機構のホームページで公開し、透明性を確保している。